

## 平成31年度国民健康保険税の税率が決定しました

平成31年度国民健康保険税の税率は、平成30年度と同率です。

基礎課税分(加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40歳から64歳の加入者)	
所得割①	8.34%	所得割⑤	2.22%	所得割⑨	2.3%
資産割②	33.66%	資産割⑥	8.6%	資産割⑩	7.36%
均等割③	23,000円	均等割⑦	6,500円	均等割⑪	9,000円
平等割④	24,800円	平等割⑧	6,800円	平等割⑫	5,900円

★国民健康保険税は、①から⑫の合計額で世帯単位で計算します。

**所得割**：加入者の所得に応じた計算    **資産割**：加入者の資産に応じた計算

**均等割**：世帯の加入者数に応じた計算    **平等割**：世帯につき計算

★賦課限度額は、基礎課税分61万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円。



## 平成31年度国民健康保険税 軽減制度のお知らせ

一定の所得以下の世帯については、均等割と平等割について次の割合で減額されます。

7割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が [33万円] 以下の場合
5割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が33万円を超え、 $[33万円 + 28万円 \times 被保険者数]$ 以下の場合
2割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が33万円を超え、 $[33万円 + 51万円 \times 被保険者数]$ 以下の場合

★軽減制度の適用には、世帯主および国民健康保険加入者の前年中の収入の申告が必要となります。

※収入がない人、非課税収入（遺族年金、障害年金、雇用保険金など）だけの人も申告が必要です。

## 国民健康保険税旧被扶養者減免の制度改正について

4月より、社会保険から後期高齢者医療制度に移行された方の扶養家族で、その移行に伴い、国民健康保険に加入された65歳以上の方（旧被扶養者）の減免の期間が、均等割、平等割の減免について、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に変更されます。現在減免適用となっている方は資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り、減免が継続されます。なお、所得割、資産割の減免につきましては、従来通り、減免期間の制限はありません。

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当（市役所1階） ☎ 32・3845 / FAX 33・3401  
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp